



# 鳥取県公報

平成 21 年 11 月 17 日(火)  
号外第 120 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則の一部を改正する規則 (82) (道路企画課) . . . . . 3
-------	--

## ==== 公布された規則のあらまし =====

## 鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

国の管理する一般国道において、平成22年4月1日から電線類の地中化に伴う占用料の減免措置が拡充されることにかんがみ、県の管理する一般国道及び県道についても同様の措置を講ずる。

## 2 規則の概要

(1) 道路において地中に設ける電線類等のための占用料について、鳥取県道路占用料徴収条例に基づく減額後の額を同条例で定める占用料の額の9分の1(現行 6分の1)の額とする。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

## (3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成22年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

# 規 則

鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第82号

鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則の一部を改正する規則

鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則（平成17年鳥取県規則第93号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
根拠条例	減免対象行為	減 免 の 別	減額後の 額	根拠条例	減免対象行為	減 免 の 別	減額後の 額
略				略			
3 道路 占用条 例	略	略	略	3 道路 占用条 例	略	略	略
	(19) 道路の上空に設置されている電線類を撤去し道路の地下に埋設するために地中に設ける電線類（地下電線その他地下に設ける線類として占用料を徴収するものを除く。以下同じ。）及びこれらと一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。）のための占用		道路占用条例で定める額の <u>9分の1</u> の額		(19) <u>昭和62年4月1日以降</u> 、道路の上空に設置されている電線類を撤去し道路の地下に埋設するために、 <u>新たな占用許可を受けて</u> 地中に設けた電線類（地下電線その他地下に設ける線類として占用料を徴収するものを除く。以下同じ。） <u>又は設ける電線類及びこれらと一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。）のための占用</u>		道路占用条例で定める額の <u>6分の1</u> の額
	(20) 電線類が上空に設置されていない道路において地中に設ける電線類及びこれらと一体不可分な物				(20) <u>昭和62年4月1日以降</u> 、電線類が上空に設置されていない道路において、 <u>新たな占用許可を受け</u>		

件（変圧器等の地上機器をいう。）のための占有	略	略	て地中に設けた電線類又は設ける電線類及びこれらと一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。）のための占有	略	略
略			略		

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の鳥取県公共土木施設等占有料等減免規則（以下「新規則」という。）別表3の項の規定（同項(19)及び(20)に係る部分に限る。）は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた鳥取県道路占有料徴収条例（昭和28年鳥取県条例第48号）第3条の規定に基づく占有料の減免であって、新規則別表3の項(19)又は(20)に該当する占有の行為（平成22年4月1日以降に行われる部分に限る。）に係るものについても適用する。
- 3 施行日前に行われた占有の行為（新規則別表3の項(19)又は(20)に該当するものに限る。）に係る占有料の減免の別及び減額後の額については、なお従前の例による。